

第143 回大津市都市計画審議会の会議結果(令和5年7月12日)

- 1 開催日時 令和5年7月12日(水曜日) 午前10時00分から午前11時05分まで
2 開催場所 大津市役所 本館4階 第1委員会室
3 出席者 22人

委員15人(欠席3人)

第1号委員 岡井委員(会長)、阿部委員、高田委員、三谷委員、山口委員

第2号委員 改田委員、笠谷委員、草野委員、杉浦委員、草川委員

第3号委員 前川委員、岩崎委員(代理:井元技術次長)

第4号委員 赤阪委員、宇野委員、松本委員

事務局7人

4 議題

議事

議案第1号 大津湖南都市計画道路の変更について(大津市決定)
[3・4・63号大堂川線ほか]

協議

協議案件 大津湖南都市計画道路の変更について(滋賀県決定)
[3・4・60号志賀駅前線ほか]

報告

大津市都市計画マスタープランの評価・検証について

5 議事録

次のとおり

■開会

■都市計画部長挨拶

■代理人出席承認

■委員・事務局の紹介

■会議の成立確認

■会長挨拶

■配布資料確認

■傍聴の有無確認

・無し

■議事

・議案第1号 大津湖南都市計画道路の変更について(大津市決定)[3・4・63号大堂川線ほか]

■協議

・協議案件 大津湖南都市計画道路の変更について(滋賀県決定)[3・4・60号志賀駅前線ほか]

(議事及び協議について、関連するため併せて事務局説明)

(会長)近年の都市空間の使い方という観点では、車の利用から人中心の道路空間、都市空間にしていこうというような動きがある中での見直しを検討していただいたかと考えております。だからといって、すべて道路空間をなくしてしまうことや車のための空間をなくすということにはもちろん繋がらず、必要なものを残して、必要ではないというような判断をしたものについては、廃止や一部廃止、幅員の縮小というようなご提案をいただいているかと思ます。

(委員)都市計画道路3・4・4号上梶田大道線を一部廃止とすると、恐らく他の道路のほうに交通量が分散していくことになるかと思いますが、どういった判断で変更になったのでしょうか。

(事務局)都市計画道路3・4・4号上梶田大道線の周辺には、県道高島大津線や国道477号線等があり、またネットワークとしての交通量自体は国道161号線で一定担えている部分があり、シミュレーション等をした結果、自動車交通

様式4

の必要性として認められなかったものです。また、現在その地域で民間の開発工事が行われており、都市計画道路と一部重複する形で開発道路が整備され、歩道も含めて代替道路となることから、今回一部廃止としました。

(委員)各路線の評価、検討結果は公開される予定なのでしょうか。

(事務局)全路線のカルテは作成しており、パブリックコメント期間中は、市役所で閲覧等はさせていただいていましたが、その後ホームページ等での公表はしていない状況です。

(委員)都市計画道路が全線廃止となった場合、道路が通行止めになったりするのでしょうか。

(事務局)道路が一部整備されているようなところについては、都市計画決定が廃止されても現道の道路自体はそのままお使いいただけます。

(会長)ほかに、ご発言もないようですので、お諮りいたします。

議案第1号 大津湖南都市計画道路3・4・63号大堂川線ほかの変更について、原案のとおり可として答申することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(会長)挙手は全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可として答申いたします。

本日の審議案件は以上です。

それでは、ただいまから、ご審議いただきました答申書(案)を事務局でご用意いたします。

(答申書(案)配布)

(会長)事務局に答申書(案)の朗読を求めます。

(答申書(案)の朗読)

(会長)ただいま、事務局が朗読いたしました案によりまして答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(会長)「異議なし」ということですので、事務局が朗読いたしましたとおり、答申することにいたします。

以上で審議案件及び協議案件は終了となります。

■報告

・大津市都市計画マスタープランの評価・検証について

(事務局説明)

(委員)「コンパクトプラスネットワークによるまちづくり」という意味が分からない。ある本の中で、「公民連携」というキーワードがあり、まちづくりを行うためには市民にもっと広報するべきじゃないかと考えますので、論点から少し外れますが、この場で意見を申し上げます。

(会長)コンパクトプラスネットワークについて、事務局から簡単に説明をお願いいたします。また、公民連携という話題提供をいただきましたが、今回は都市計画マスタープランということで、少し公民連携とは分野が異なるかもしれませんが、もし、都市計画マスタープランの中での公民連携の位置づけと関係する部分がありましたら、併せて説明をお願いします。

(事務局)コンパクトプラスネットワークについて説明。

次に、今回の都市計画マスタープランに関するところでの官民連携的な部分ですが、平成29年の策定当時に、地域別構想に関しましては地元の方々とまちづくり会議等をさせていただき、地元の課題や将来のまちづくりの目標などについてお話をさせていただいた経過がございます。今回は中間見直しということで、まずは市の内部の方で評価・検

様式4

証を行わせていただき、資料4 ページのスケジュールにございますように、その結果等を10月以降に、例えばパブリックコメントなどを実施し、地域の皆さまの意見を聴取、反映を行っていかれまあと考えております。

(委員)今回は見直しの検討ということで、全体構想、地域別構想ひとつひとつ見直しの要否を検討されているのかと思います。しかし、その見直しの要否を判断する方法を、ひとつに決めてかかるのは良くない面もあるかと思うので、今考えておられる見直しの要否をどういう観点で検討されるのか、お話をいただきたいです。

(事務局)都市計画マスタープランには、市のまちづくりの方針などが記載されておりまして、都市計画マスタープランの評価指標は、DID 地区の人口密度しか設定していない状況でございます。全体構想、地域別構想とそれぞれの項目に対して何をもってその判断をするのかというところまでは、当初取り決めていなかったところがございます。そうしましたことから、今回、項目を細かく分けさせていただき、その項目に該当する部局に、その目標や方針に該当する評価指標が、何をもって達成できていると判断するのかという根拠も一緒に照会している状況です。それをもって、そのひとつひとつの方針が達成できているのか、まだ未達成なのかといった達成状況の判断基準自体も照会の中で、今後判断させていただければと考えております。

(委員)評価・見直しにおいては、結局計画そのものを再評価するという作業を伴っているわけで、その計画自体が不十分だったということも一つは出てくると思います。もう一方で、前提となる環境条件などが変化して、目指すべきものが変わっていくということもあるかと思います。不確実性が高くなってきて、目標を先に定めてそこへ向かっていくということ自体が難しくなっているのので、複数の目標を立てるといった考え方もとっていかねばいけないと思います。ある部分は単純な判断基準をしているが別の部分はそうではない判断基準をしているといったことも出てくるかと思いますが、可能な限りこの見直しの要否の検討のあり方について、一定議論した上で、何をやるのかということについての方法を共有した上で作業を進めていただけると有難いです。また、その結果をこの場で教えていただけると、計画論に関する考え方の進化にも繋がるかと思うので、よろしく願いいたします。

(会長)まず来年度の見直しに先立ち、今年度は評価・検証を行い、場合によっては見直さないということ今年度の結果次第で出るということでしょうか。

(事務局)そのとおりです。

(会長)今回の進捗状況の評価ということで、項目ごとにその進捗を確認いただくということは、現在の計画に沿った形で実現ができてきているのかという点は評価できると思いますが、社会経済情勢の変化により、特にここ数年はコロナ禍ということで、世の中が大きく変わった部分もあり、当然都市に対する影響は少なくなかったかと思います。そうすると、現在の都市計画マスタープランの目標というものが少しずつできてきている可能性もあるかと思うので、その目標が今のまま進んでも良いのかという評価につきましても併せて行っていただきたいと思います。

(委員)コンパクトプラスネットワークという言葉聞いた時に、例えば、地方部や過疎部というところが切り捨てられていくのではないかと懸念を少し抱いたことがありました。人口が減少していくから土地を集約しなければいけないというのは分かりますが、人口が減少するからこういうプランにしていかなければいけないというのではなく、もっと夢のある話や人口を増やしていく話、まちを活性化していく話のようなプランにもって行って欲しいと思います。

(委員)今回の見直しにおいて、地域公共交通計画や立地適正化計画といった部局が異なる計画について、連携をどのようにされるのでしょうか。

(事務局)各部局との連携につきましては、先ほど説明させていただいた中にありますとおり、まず項目を細かく分けて、評価の経過段階から各課に意見聴取をさせていただいております。その上で、まとまったものを今後、全部局ごとに意見照会という形で周知を図るとともに、連携していきたいと考えております。

(委員)部局連携は、イメージができました。例えば、立地適正化計画と今回見直しされる都市計画マスタープランとの関係性をどのように捉えておられるのか、明確に出していただきたいです。

様式4

(事務局)立地適正化計画は、都市計画課の所管であり、この評価の中で、新しい計画ができたものについてはどう影響をしているのかというも評価させていただいておりますので、その中で整合をとるような形で検証をしていきたいと考えております。また、地域公共交通計画は所管が建設部でございますが、そちらについても意見照会や意見調整の会議をする中で、整合をとっていきたいと考えております。

(委員)スケジュールのところで、地域意見聴取を10月から予定されており、この計画を策定する際に、地域や市民の皆さんとワークショップをされたと思うのですが、情勢の変化、市民の皆さんの声をどのような形で聞いていこうと予定されていますでしょうか。地域ごとに分かれてワークショップをされるのか、アンケートを実施するのか、方向性など今お考えがありましたら、策定時の経緯も含めて説明をお願いいたします。

(事務局)この都市計画マスタープランを作った際は、学区7地域に分けてまちづくり会議を2回実施し、意見をいただいてそれを反映させて作成いたしました。今回は中間見直しのための評価・検証という部分で、先ほど他の委員からもありました社会経済情勢も踏まえて、そもそもその大きな方針自体にずれが生じているのか、今抱えている各項目はどれぐらい達成できているのか、まずはそういったところを評価・検証をさせていただいた上で、非常に多くの目標が大きくずれているようであれば、再度ワークショップなどで地域と一緒に連携する必要があるかと思えますし、大きな方針としては大きく変わりなく、今後も微調整等を加えるくらいで進めていけるような評価の結果であれば、パブリックコメントなどで意見聴取にとどめるなど、そういった手法を今後評価・検証の結果次第で検討して参りたいと考えております。

(会長)ほかにご意見もなければ、大津市都市計画マスタープランの評価・検証についての報告を終了します。

■その他

・大津湖南都市計画公園の変更について[2・2・107号下龍華児童公園]、答申後の経過報告

■閉会